

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-01		戦略プラン	☒ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	スポーツ推進委員活動		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口		
			担当者名	岡田	内線	3374		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	スポーツ推進委員活動						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 37	（ 1962 ）	年度	根拠	スポーツ基本法第32条、荒川区スポーツ推進委員の設置に関する規則			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	04	スポーツの推進					
目的	・スポーツ基本法第32条に基づき、区民とスポーツとを繋ぐコーディネーターとして活動する ・ポッチャ等のパラスポーツやモルック等のニュースポーツの普及活動により、区民の体力向上につながるとともに、スポーツをする機会が少ない区民にスポーツの楽しさを再認識してもらう機会を提供する							
対象者等	・スポーツの推進に深い関心と理解を持ち、かつ、相当な指導能力及び実績があると認められる満18歳以上の者							
内容	次の活動を実施する。 1 スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行う 2 区、教育委員会、学校、その他行政機関が行うスポーツ事業に協力する 3 区内団体の行うスポーツに関する事業等について、求めに応じて協力する 4 区民の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行う 5 区民のスポーツ活動組織の育成を図る 6 区民や区内団体に對し、スポーツについての理解を深める 7 行政機関、学校及びスポーツ関係団体との調整を図る 8 その他、区民のスポーツ活動の促進を図るため、ニュースポーツ普及等の研究を行い、スポーツ振興のための指導・助言を行う							
経過	・昭和37年の体育指導委員制度の発足当時は、スポーツ人口を増やすための実技指導者的な役割が期待され、その後は地域スポーツ振興事業の企画者、推進者という任務が重視され、最近では、区民の自主的、自立的なスポーツ活動を支援するための地域スポーツコーディネーターとして位置付けられるようになった。 ・平成23年に制定されたスポーツ基本法に基づき、体育指導委員からスポーツ推進委員に名称を変更。 ・平成24年に荒川区体育指導委員制度の創設50周年を迎え、平成24年9月26日に記念式典を開催。 ・平成28年度より規則を改正。安定した人材確保のため、年齢要件を満25歳から満20歳に引き下げた。 ・令和4年度より規則を改正。民法の成年年齢引き下げに伴い、年齢要件を満18歳に引き下げた。 ・令和4年度に荒川区スポーツ推進委員制度創設60周年を迎え、令和4年9月29日に記念式典を開催。 ・令和6年度に荒川区スポーツ推進委員の設置に関する規則を改正し、委嘱要件である荒川区在住・在勤・在学者の要件を廃止した。							
必要性	スポーツ基本法第32条にスポーツ推進委員に関する規定が設けられている。また、荒川区スポーツ推進プランでは、スポーツ実施率（週1回以上）を50%（令和7年度）まで高めることを目標としており、スポーツ普及の中核を担うスポーツ推進委員の役割は非常に大きい。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） スポーツ推進委員の任期は1期につき2年で、荒川区が特別職非常勤職員として委嘱している。 （現委員の任期は令和6年4月1日～令和8年3月31日）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	スポーツ推進委員運営事業の参加者数（人）	379	377	315	500	900	2・3年度は新型コロナで事業中止による減
	②	実技指導員派遣のイベント参加者数（人）	350	742	1029	1,300	800	イベントの参加者数（2・3年度は新型コロナによる派遣件数減）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	スポーツ推進委員はスポーツ基本法に基づき、区が委嘱する特別職の公務員であり、区が主催する各種スポーツ事業において、スポーツの普及・推進のために必要であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考 行政費用の給与関係費については退任者に伴い減少。また、物件費のうち旅費は、宿泊研修を行ったため増加。同じく一般需用費は、スポーツ推進委員の委嘱に伴うユニフォーム一式の購入があったため増加。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	スポーツ推進委員運営事業を通じて、新たに取り入れたニュースポーツを中心に区民に体験してもらう。	これまで行っていたニュースポーツをアレンジしたスポーツを体験してもらえた。また、新たなニュースポーツの紹介も行った。	外部研修等で学んだ新たなニュースポーツを区民に楽しく体験してもらえるよう工夫していく。
②	スポーツ推進委員会のホームページをリニューアル後（予定）、SNS等を用いて誘導するなど連携してPRを行っていく。	リニューアルに向けてレイアウト等について検討し、来年度に完成できるよう準備を進めた。	リニューアルができ次第、SNS等を用いて誘導するなど連携してPRを行っていく。
③	引き続き、区営掲示板等を活用しつつ、活動説明会の開催や都立大の学生等に募集活動を行う。	都立大へポスター掲示依頼、他の課で行うイベント等でのチラシ配布を通じて募集活動を行った。	各種イベント等の機会に周知するとともにスポーツ推進委員にも知り合い等で興味がある人を紹介してもらう等努力を行う。
他区の状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会（要旨）	平成26年一定 非常勤職員の政治的中立について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-02		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	スポーツひろば		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口	
			担当者名	関	内線	3374	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-02	スポーツひろば					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠	学校教育法第137条・社会教育法第44条・スポーツ基本法第13条及び第21条				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	・ 区民の健康増進、体力向上を図る。 ・ 区民に対するスポーツ習慣のきっかけづくりとするための場を提供する。 ・ スポーツを通じた地域における健全なコミュニティの育成、地域スポーツの拠点をつくる。						
対象者等	スポーツする場を求める区民（区内在住、在勤、在学者で中学生以上） ※一部小学生を受け入れている会場有り ※バスケットボール、バレーボールは高校生以上						
内容	1 実施会場：区立小中学校14校19会場 2 時 間：午後7時30分～9時30分 ※小中学生は午後9時まで 3 種 目：ミニテニス、ビーチボール、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、キンボールスポーツ、健康体力づくり、みんなで健康づくり 4 参 加 費：無料 5 申 込 み：直接会場で申込む。ただし、中学生は保護者の承諾が必要。一部会場では、小学生の参加も可。ただし、毎回保護者の付添いが必要。 6 運営方法：スポーツ推進委員又は各競技団体のメンバーが各会場の指導員として、管理・運営を行う。						
経過	・ 昭和50年3月 「スポーツひろば実施要綱」制定 同年4月1日施行・昭和50年9月 4校4会場で開始 ・ 平成21年4月 14校23会場で実施 ・平成22年4月 14校24会場で実施 ・ 平成23年5月 14校24会場で実施（震災の影響により5月から実施） ・ 平成24年4月～ 14校24会場で実施 ・ 平成30年4月 バドミントン会場について自主管理会場となる ・ 令和2年度 諏訪台中学校第二体育館で実施しているビーチボールの対象を中学生以上に変更 ・ 令和3・4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により8校8会場で実施 ・ 令和5年度 新型コロナウイルス感染症の影響により13校19会場で実施 ・ 令和6年度 14校20会場で実施（1会場休止） ・ 令和7年度 14校19会場で実施（1会場廃止、1会場休止）						
必要性	区民の健康増進、体力向上の場を提供するとともに、地域の活性化、コミュニティづくりのきっかけとなるため、必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 原則、会場ごとに2名の指導員を配置し実施。ただし夏休み等、参加人数の増加が見込まれる場合は各会場ごとに指導員を増員して対応。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
①	年間延べ参加者数（人）	11,610	10,979	11,455	12,000	21,000	全会場合計人数
②	1回平均参加者数（人）	17	15.7	18.1	19	20	1会場の1回平均参加者数
③	スポーツひろば実施種目数(種)	8	9	9	9	9	3、4年度は2種目を中止、5年度は1種目を中止
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	区民が身近で気軽に参加でき、主体的に取り組むスポーツ活動の場として、区民の健康増進にも大きく寄与するため重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	物件費は、5年度と比べ、物品修繕数が減少したことにより一般需用費が減少した。また補助費等は、1会場が休止となり、指導員謝礼が減少したことにより報償費が減少した。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	広報活動を通じて、新規参加者を増やすとともに、指導員と連携して新規参加者が継続して参加できるように運営していく。	スクリレ等で広報活動を行ったことで、より身近な場面で事業を知ってもらい、新規参加者を増やすことができた。	荒川区公式LINE等の現在未使用の媒体を活用し、さらに新規参加者を増やしていく。
②	運営委員会で休止中の1会場について実施可否を検討する。コロナ明けで参加者増が見込まれるため安心・安全な運営をしていく。	休止会場の代わりとなる学校がないか確認、検討を行ったが、すでに他団体が使用していたため、場所の確保には至らなかった。	新規開設予定の会場について、滞りなく開設ができるよう指導員と連携し、運営方法について検討する。
③			
他区の状況	(実施 21 区 (未実施区：豊島区)	未実施 1 区	不明 0 区)
議会(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		05-03-07		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		体育協会補助		部課名		地域文化スポーツ部スポーツ振興課		
				担当者名		宮澤		
				課長名		野口		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-03-03		体育協会補助				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 26（ 1951 ）年度		根拠法令等		荒川区体育協会スポーツ振興事業補助金交付要綱		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		V 文化創造都市				
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成				
		施策		04 スポーツの推進				
目的		競技種目を横断的に統括し総合的にスポーツ振興を推進する荒川区体育協会の事業経費を区が一部補助し、体育協会の運営体制を支援することで、区の安定的なスポーツ振興を図る。						
対象者等		一般社団法人荒川区体育協会						
内容		荒川区体育協会の事業費、普及費、負担金及び補助金を対象経費として団体補助する。ただし、次の事業のうち、別途事業補助される範囲については、本補助の対象としない。 《該当事業》 ・区民体育大会の運営 ・あらかわ秋のスポーツイベント ・東京都スポーツ大会代表選手派遣 ・あらかわ生涯スポーツフェスティバル ・たまには運動しませんか！ ・親子で体力アップ推進事業 ・総合型地域スポーツクラブ設立支援 ・スポーツ大会等における応急救護体制の確保事業						
経過		《補助金額の推移》 昭和60～62年度・200万円 昭和63～平成元年度・250万円 平成2年度・・・300万円 平成3年度・・・350万円 平成4～9年度・・・400万円 平成10～11年度・360万円 平成12～19年度・342万円 平成20～21年度・・・355万円 平成22年度・・・370万円 平成23年度・・・470万円（ただし60周年記念補助金100万円を含む） 平成24～26年度・370万円 平成27年度・・・570万円（ただし法人化支援補助金120万円を含む） 平成28～29年度・450万円 ※平成28年4月1日 法人成立 平成30年度・・・470万円 令和元年度・・・470万円 令和2年度・・・480万円 令和3年度・・・480万円 令和4年度・・・480万円 令和5年度・・・580万円（ただし70周年記念補助金100万円を含む） 令和6年度・・・480万円 令和7年度・・・513万円						
必要性		体育協会の運営の安定を確保することは、スポーツ振興を図るうえで必須である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区体育協会への補助金を支出						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	体育協会加盟団体数	29	29	29	29	30	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		加盟団体の育成・強化及び生涯スポーツの振興など幅広く活動し、区内スポーツ活動で重要な役割を担っている体育協会に対し、区として活動を支援するため、引き続き推進する。				

(単位：千円)

行政費用のうち補助費等は体育協会の運営に要する補助金であるが、令和5年度に限り70周年記念行事に係る補助金の支出があったため、6年度は補助費等が減少した。

問	区内における各スポーツ事業において、区は体育協会と連携しつつ実施しているため、体育協会の担う役割は大きい。体育協会の安定的な運営のため、引き続き緊密な連携及び効果的な支援を行う必要がある。
---	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	体育協会が安定した運営ができるように支援を続ける。また、現状に合った支援の在り方を検討する。	体育協会の運営業務や体制を踏まえ、適切な補助金額の検討を行った。	近年の物価・人件費の高騰を鑑み、体育協会の安定的な運営に資する支援の在り方を検討していく。
②			
③			
他区の実況	（実施 21 区	未実施 1 区	不明 0 区）
実施状況	未実施区は新宿区 ※実施21区については、補助金、負担金、委託費のいずれか		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-08		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	生涯スポーツ振興事業		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名			
			担当者名	宮澤	内線			
					3375			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-04	生涯スポーツ振興事業						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 26（ 1951 ）年度	根拠法令等	荒川区生涯スポーツ振興事業補助金交付要綱等					
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	04	スポーツの推進					
目的	区民が生涯を通じて、身近に運動やスポーツを楽しむことができるよう、荒川区体育協会が実施する幅広い世代に向けた様々な分野の事業・活動等に補助金を交付し、気軽に運動やスポーツができる機会を創出する。							
対象者等	・区民（区内在住・在学・在勤） ・一般社団法人荒川区体育協会							
内容	①あらかわ生涯スポーツフェスティバル 事業内容：バレーボール教室・ミニバスの教室、キックボクシング・ツレヘルアップ講習会、荒川区招待少年サッカー大会、荒川区ビーチボール小学生大会 ②たまには運動しませんか！（普段運動から遠ざかっている女性を主な対象者として開催） 事業内容：シェフ・エアロ、ピラティス、はじめてヨガ、ZUMBA、筋トレ&ストレッチ ③親子で体力アップ推進事業（親子で楽しみながら身体を動かすイベント） 事業内容：出た目で勝負・リレー・綱引き・玉入れの4種目及び〇×クイズを実施。 ④総合型地域スポーツクラブ設立支援：区内で2番目のクラブ設立に向けた、調査・研究・試行等のための活動支援。 ⑤大会における応急救護体制の確保事業：荒川区体育協会加盟団体が、大会開催時に参加者の応急救護活動として柔整師等を配置するための経費を負担し、安全・安心な大会運営を支援。							
経過	①あらかわ生涯スポーツフェスティバル 平成17年度開始 ②たまには運動しませんか！ 平成23年度開始 ③親子で体力アップ推進事業 平成19年度開始（平成28年度は開催予定日が都知事選と重なり中止） ・平成29年度からは「笑運動会」と題して実施。 ④総合型地域スポーツクラブ設立支援 ・平成12年文部科学省策定スポーツ振興基本計画において「2010年までに各市区町村に最低1か所の設立を目指す」とする。 ・平成17年度荒川区体育協会が核となり、調査・研究及び先進クラブの視察等を開始。 ・平成22年11月「南千住スポーツクラブ」開設 ⑤大会における応急救護体制の確保事業 平成30年度開始							
必要性	生涯スポーツの促進のために、体育協会が実施する事業の経費の一部について、区が補助金を交付する必要性は高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員） 荒川区体育協会へ補助金を支出し、体育協会が実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	生涯スポーツフェスティバル参加者数（人）	948	866	875	920	1200	2・3年度は新型コロナの影響で一部中止
	②	生涯スポーツ振興事業参加者数（人）	249	276	284	350	500	たまには運動しませんか及び親子で体力アップ参加者数
③	総合型地域スポーツクラブ設置数	1	1	1	2	2		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度	8年度							
推進	推進	区民が身近にスポーツに取り組めるよう生涯スポーツの振興を促進し、スポーツ実施率の向上につながる事業であるため、引き続き推進する。						

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	3,560
決算額（7年度は見込み）		2,390	815	944	2,649	2,308	2,363	3,560
実績の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
事項名（7年度は見込み）								
実績の推移	生涯スポーツフェスティバル参加者数(人)	1,050	300	300	948	866	875	920
	たまには運動しませんか参加者数(人)	41	0	0	180	181	200	200
	親子で体力アップ参加者数(人)	290	0	0	69	95	84	150
	総合型地域スポーツクラブ数	1	1	1	1	1	1	2

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	補助金	2,308	負担金補助等	補助金	2,363	負担金補助等	補助金	3,560

(単位：千円)

		勘定科目			5年度	6年度	差額			勘定科目			5年度	6年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	906	871	▲ 35	行政収入	地方税等	0	0	0					
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0					
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0					
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0					
		補助費等	2,308	2,363	55		使用料及び手数料	0	0	0					
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0					
		賞与・退職給与引当金繰入額	361	55	▲ 306		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,575	▲ 3,289	286					
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0						
		行政費用合計(b)	3,575	3,289	▲ 286	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,575	▲ 3,289	286						
		特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0						
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,575	▲ 3,289	286						

備考 行政費用のうち補助費等は体育協会が実施する事業に係る補助金であるが、令和6年度は「大会における応急救護体制の確保事業」の補助実績増のため、補助費等が増加した。

問題点・課題

- ・あらかわ生涯スポーツフェスティバル、たまには運動しませんか！、親子で体力アップ推進事業より多くの区民が日常的に体を動かすきっかけとなるよう体育協会と事業内容等の検討を行っていく。
- ・総合型地域スポーツクラブ設立支援
新たなスポーツクラブ設立に向け、中核人材の発掘、組織体制の整備等、各関係者と検討していく。
- ・大会における応急救護体制の確保事業
大会によっては体制の確保が困難な場合があり、効果的な支援を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	幅広い世代の区民が参加できるイベントとなるよう、引き続き体育協会と検討・協議を行う。	様々な世代の区民が参加できるようなイベントにできるよう、体育協会に意向を伝え、イベント内容について協議を行った。	より多くの区民がスポーツに親しめるイベントとなるよう、引き続き補助を継続するとともに体育協会と協力していく。
②	地域スポーツクラブの新設に向けた支援体制を確保し、設立に向けて検討を行う。	新設に向け中心となる団体や人材を確保できず、十分な検討を行うことができなかった。	引き続き、地域スポーツクラブの中核となる人材の発掘に努めるとともに、新設に向けた支援内容を検討する。
③			応急救護体制の確実な確保に向け、財政面を含めた支援を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
指標①②実施0区、未実施22区 指標③実施22区、未実施0区	
況議(要質問状)	令和5年決算特別委員会 応急救護に必要な物品等（実費相当分）への支援について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-11		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	子どもスポーツ普及事業		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名			
			担当者名	小野塚	内線			
					3374			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-05	子どもスポーツ普及事業						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 63（ 1988 ）年度	根拠法令等	スポーツ基本法第22条					
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	04	スポーツの推進					
目的	- 子どもがスポーツに親しみ、楽しむ習慣を身につけることで、心身を豊かに育むとともに、成人してからもスポーツを継続することを目指し、生涯スポーツの推進、区民の健康増進を図る。 - 年齢や体力の差を気にすることなく、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを通して、スポーツ人口の拡大と区民相互の交流を図る。							
対象者等	- 子どもを中心とした区民一般 - スポーツを行う、あるいは指導する団体（PTA、町会等）							
内容	①指導員派遣：コミュニティスポーツ（ボッチャ等）の実技指導員（スポーツ推進委員等）を学校等に派遣し、コミュニティスポーツの普及を図る。 ②あらスポフェスタ：子どもを中心に幅広い世代がコミュニティスポーツ等を体験できるイベント ③あらスポチャレンジ：多種のスポーツに挑戦し、記録の合計点を競う競技会 ※平成30年度に「あら・リンピック」から名称を変更 ④あらボッチャ：幅広い世代がボッチャを体験できるイベント。令和5年度から交流大会形式で実施 ⑤アスリートによるレベルアップ塾：アスリートを指導者に招き、小学生及びその指導者を対象としたスポーツ教室を開催 ⑥子どもスポーツパワーアップ事業：区民や団体が実施する子どもの体力向上等を目的とした事業を補助。近年では知的障害児を対象とした「フットサル教室」を開催。							
経過	H19・21年度「みんな集まれ！楽楽ニュースポーツ」と名称変更 H22年度「荒川区ドッジビーチャレンジ大会」を開催、午前に体験会・午後に大会を実施 H24年度オリンピック気運醸成事業の一環で、「ドッジビークリスマス大会」を開催 H26年度競技性も含めた事業「こども・あらリンピック」を実施 H27年度「こども・あらリンピック」を「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」へ移管 H30年度幅広い世代を対象とした体験型イベント「あらスポフェスタ」を開催 R 4年度東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、上記③⑤⑥を「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」から移管 R 4年度ボッチャ交流イベント「あらボッチャ」を開催 R 5年度交流イベントであった「あらボッチャ」を正式なボッチャ大会として実施							
必要性	子どもを中心にスポーツに対する関心を高めスポーツ人口の増加を目指すとともに、健康増進、区民相互の交流を図るため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 荒川区体育協会や荒川区スポーツ推進委員会をはじめ、様々な団体・組織・事業者の協力を得て実施していく。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	あらスポフェスタ参加者数(人)	124	148	93	120	180	
	②	あらスポチャレンジ参加者数(人)	102	95	52	86	120	2・3年度は新型コロナで開催を中止
③	あらボッチャ参加者数(人)	74	64	76	88	100	2・3年度は新型コロナで開催を中止	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	競技スポーツになじみのない区民にも気軽にスポーツを楽しむ機会を提供し、子どもの体力向上を図り、区民の生涯スポーツ振興に寄与する重要な事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費は一般需用費と委託料と使用料であり、あらポッチャ用景品代が増額したことに伴い、一般需用費が増えている。補助費等は、子どもスポーツパワーアップ事業への補助金による増である。行政収入のうち都支出金は、区市町村スポーツ実施促進事業費補助金である。
問題点・課題	・子どもから大人まで楽しく一緒に参加でき、運動習慣のきっかけとなるスポーツイベントを安全に配慮しながら実施する必要がある。 ・東京2020パラリンピックを通して認知度の上がったポッチャだけでなく、モルックや卓球パレーなどのニュースポーツ・パラスポーツのさらなる普及促進を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き体験しやすい種目・ルールを検討し、幅広い世代の参加を促す。	モルックや卓球バレーなど誰でも挑戦しやすい種目を選定し体験会を実施することで、幅広い世代の運動機会の創出に寄与した。	引き続き多くの区民が参加しやすい体験会を企画し、幅広い世代の参加を促す。
②	引き続き大会を実施したり、体験会を実施することにより、より多くの区民に対しポッチャの普及を図る。	ポッチャ選手を大会に招きデモンストレーションやエキシビションマッチを実施し、参加者から好評を得た。	昨年度はポッチャ大会に障がい当事者も参加した。今後も障がいのある人もない人も一緒に参加できるイベントを実施する
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		05-03-12			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		荒川リバーサイドマラソン			部課名		地域文化スポーツ部スポーツ振興課		課長名	野口
					担当者名		関		内線	3374
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-03-06		荒川リバーサイドマラソン						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 4（ 1992 ）年度			根拠		スポーツ基本法第22条、荒川リバーサイドマラソン実行委員会実施事業補助金交付要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		04 スポーツの推進						
目的		マラソンを通じて誰もが気軽にスポーツに親しみ、明るく豊かな区民生活を営むとともに、心身の健全な発達と相互の交流を深める契機とする。								
対象者等		区民及び区外からの参加希望者（小学生以上）								
内容		区・教育委員会・実行委員会の共催で、次の内容で実施予定 1. 運営方法：実行委員会形式 2. 日程：令和7年11月16日（日） 3. 場所：荒川河川敷（主会場：少年運動場） 4. 定員：2,600人 5. 募集：あらかわ区報、ホームページ、チラシ等 6. 参加費：一般2,000円、中学生以下1,000円 7. 種目・対象：ふれあいマラソン（2km）：小学生以上（順位はつけない） 2kmの部：小学生低学年、3kmの部：小学生高学年、中学生 5kmの部：15歳以上（中学生を除く）、10kmの部：15歳以上（中学生を除く）								
経過		・平成4年 区政60周年記念行事として開催 ・平成8年度 障がい者の参加開始、平成9年度には車椅子、10年度には電動車椅子利用者が参加 ・平成19年度 区制75周年行事として、瀬古利彦氏を招待、東京都トラック協会より参加賞の協賛 ・平成21年度 自動計測ICチップの導入 ・平成23年度 参加募集を区内2,000名・区外200名に変更 ・平成24年度 区政80周年記念大会として、為末大氏ほかを招待し、募集定員2,500名に変更 ・平成26年度 2km小学低学年（競走）の部を新設 ・平成28年度 参加費を中学生以下300円より500円に値上げ 車いす体験ランを実施 ・令和4年度 参加者を区内在住・在勤・在学者に限定し、定員を1,200名として実施 ・令和5年度 区外の参加者も受け入れ、定員を1,800名に変更。参加費を一般2,000円、中学生以下1,000円に値上げ ・令和6年度 定員を2,600名に変更 令和7年度 10kmの部に50歳以上及び60歳以上の区分を追加								
必要性		マラソンは最もメジャーなスポーツの一つとして多世代に渡って人気があり、健康志向が高まっている現在において本イベントは様々な距離数が選択でき老若男女問わず多くの区民等が参加できる機会を作ることの重要性は高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川リバーサイドマラソン実行委員会に補助金を交付し、実施している（補助金額：2,712,000円）令和7年度から3,006,000円に増額。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① 当日参加者数（人）	652	1,106	1,133	2,340	2,600	当日参加者数			
	② 当日参加率（％）	87.5	87.2	88.9	90	99.0	当日参加者数/申込者数			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
重点的に推進		重点的に推進		誰でも気軽に参加でき、区民の健康増進に大きく寄与する区の主要なスポーツイベントであるため、重点的に推進する。						

(単位：千円)

問題点・課題

- ・定員に満たす応募があるように様々な区の媒体を活用し、マラソンの認知を上げていく。
- ・近年の物価上昇の状況を鑑みて、業務委託料やその他消耗品費等、運営方法について検討していく。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	無線機の台数を増やしてキメ細かい対応を行うなど令和5年度に実施した改善点を振り返り、安心・安全な大会運営を行う。	無線機の台数を増やし、参加者がスムーズに会場に入ることができるよう運営を行った。	多くの方に参加してもらえるよう各種イベント時などの機会を捉えて周知を行う。
②	コロナ禍前と同様に参加申込定員を2,600名とする。	参加申込定員を2600名としたが、最終申込人数は約半数となった。	年代別表彰を拡充し参加意欲を促す。また、西日暮里ギャラリー等これまで活用していなかった場所でも周知を行う。
③			
他区の実況	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 実施なし（千代田、墨田、杉並）後援実施（文京、台東、大田、中野、豊島、北）		
議会（要旨）	令和3年決算特別委員会 令和2年予算特別委員会 コロナ下におけるリバーサイドマラソンの開催について リバーサイドマラソンのロードレース化について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-13		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	あらかわ秋のスポーツイベント		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口	
			担当者名	小野塚	内線	3374	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-07	あらかわ秋のスポーツイベント					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 55	（ 1980 ）	年度	根拠	スポーツ基本法第23条、秋のスポーツイベント補助金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	・様々なスポーツに触れ合う機会を提供し、広く区民の間にスポーツに対する理解と関心を深め、スポーツに対する意欲の高揚を図る。 ・区内のスポーツ施設を無料開放することで、気軽にスポーツに参加できる場を提供し、スポーツの振興を図る。						
対象者等	区民（区内在住・在勤・在学の方）						
内容	(1) 区民スポーツ大会開会式 ・優勝杯返還 ・選手宣誓 ・体協表彰 等 (2) スポーツ施設無料開放 ・荒川総合スポーツセンター ・あらかわ遊園スポーツハウス (3) 荒川区スポーツ協会実施事業（生涯スポーツフェスティバルの一環） ・ミニバスケットボール教室 ・バレーボール教室 (4) 各種スポーツ教室他 ・体力テスト ・弓道教室 ・ビームライフル教室 ・卓球教室 ・剣道教室 ・柔道教室 ・バドミントン教室 ・ビーチボール教室 ・子ども釣り教室 ・ゲートボール教室 ・ソフトテニス教室 ・テニス教室 ・軟式野球教室 ・キンボールスポーツ教室（令和6年度から） ・合気道教室（令和6年度から）						
経過	・昭和55年度 体育の日記念行事事業開始 荒川区体育協会が実施する生涯スポーツフェスティバルなどの内容 ・平成23・25年度 武道団体による武道を全部見せるぞ（模範演武） ・平成24年度 ミニテニス・ビーチボール・バドミントン・キンボールスポーツ等を教室として無料開放 ・平成26・27・28年度 バレーボールとミニバスケットボールの模範試合&実技指導 ・平成28年度 体育の日記念行事と同日に障がい者スポーツ教室（車いすバスケットボール教室）を実施 ・平成29・30年度 体育の日記念行事と同日に障がい者スポーツ教室（ボッチャ教室）を実施 ・令和元年度 台風19号の上陸により、区民体育大会開会式とスポーツ教室は中止となり、一部スポーツ施設無料開放のみ実施 ・令和2年度 「体育の日」から「スポーツの日」に祝日の名称が改められたため、事業名称を「あらかわ秋のスポーツイベント」に変更						
必要性	本事業はスポーツ基本法第23条に規定される地方公共団体の努力義務を遂行するものであり、多くの区民が参加する定着した事業であることから、必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 本事業予算において荒川区体育協会が実施する事業部分は補助金を交付。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 参加者数(人)(内容の(1)～(4))	2,018	2,099	2,540	3,000	3,500	3、4年度は新型コロナにより規模縮小
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	区民のスポーツ活動への動機づけとなる重要な事業であるため、今後もスポーツの日を中心に、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	物件費は委託料および会場使用料等である。令和6年度は予約する会場が増えたため、増額している。 行政収入のうち都支出金は、区市町村スポーツ実施促進事業費補助金である。
----	--

問題点・課題の改善策

課題の改善策		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	コロナ禍が明け、参加者増が見込まれるため、各運営団体と協議し、安心・安全な事業を実施する。	混雑時には待ち時間を設ける等、安全に実施した。また、6年度から開設した2種の教室も、安全に配慮し実施しているかを確認した。	7年度以降も新たな教室が増える可能性があるため、スポーツ全般を盛り上げつつ、安全に配慮して実施する。	
②	ポスター掲示の期間を長めにとるなど、参加者の目に留まる機会が増えるよう周知を強化する。	区内施設のほか、区営掲示板への掲示も行うことで、多くの方への周知を行った。	施設無料開放の対象であった荒川遊園スポーツハウス休館についてSNS等も活用し、周知していく。	
③				
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明	0 区)
議会(要旨) 状況				

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	その他振興費		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課		課長名	野口
			担当者名	関		内線	3374
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	スポーツ振興課事務費					
	01-03-08	その他振興費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（ 1950 ）	年度	根拠	スポーツ基本法第2条、第22条、第24条、			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11（ 2029 ）	年度	法令等	その他各要綱・規約		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	・スポーツに対する関心を高める。 ・スポーツ活動を奨励し、スポーツの振興を行う。 ・子どもたちの心身の健康増進を図る事業を支援する。						
対象者等	区民一般						
内容	①ラジオ体操振興事業：ラジオ体操大会の実施及び町会・PTA等のリーダーを対象に指導者養成講習会を開催。 ②区民ハイキング：実行委員会が主催するハイキング（春・夏・秋）の経費の一部を補助。 ③都民体育大会等選手団派遣：代表選手派遣費用の補助及び結団式の開催。 ④城北五区親善大会：区の代表選手による親善試合を各区持ち回りで開催。 ⑤東京都釣魚大会派遣：代表選手派遣費用の補助。 ⑥小学生等を対象とした大会（わんぱく相撲・鉄人レース・駅伝）の主催団体（各実行委員）へ事業費の一部を補助。 ⑦スポーツ大賞：オリンピック等で優秀な成績を収めた者に対し、スポーツ大賞を贈り称える。 ⑧スポーツ推進会議：荒川区スポーツ推進プランの着実な推進と進捗管理を行う。 ⑨ウォーキング事業：区民ウォーキングを実施。						
経過	①ラジオ体操振興事業：S29年荒川区ラジオ体操会発足、S47年第1回中央大会を開催 ②区民ハイキング：S31年度開始、H10年度荒川区レクリエーション協会主催、H27年度実行委員会発足 ③都民体育大会等選手団派遣：S28年開始 ④城北五区親善大会：S25年度開始 ⑤東京都釣魚大会派遣：S26年度開始 ⑥わんぱく相撲：S49年度開始、H18年度補助開始 鉄人レース：H13年度開始、H20年度補助開始 ※H26年度 生涯学習課から事務移管 駅伝：H23年度開始、H26年度補助開始 ※H28年度 総務企画課から事務移管 ⑦スポーツ大賞：H12年北島康介選手、H13年小林選手・北島康介選手、H20年志村亜貴子選手、R3年向田真優選手・皆川博恵選手・山崎康晃選手・鈴木誠也選手、R4年比嘉一貴選手 ⑧スポーツ推進会議：H28年4月荒川区スポーツ推進プラン策定（H28年～R7年） ⑨ウォーキング事業：H27開始R06終了						
必要性	区におけるスポーツの更なる推進及び振興を図るために必要。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①⑨活動団体との共催②実行委員会へ補助金支出③派遣費補助・結団式の開催④5年に1度担当区として主催⑤派遣費補助⑥事業費補助⑦賞を授与⑧会議を開催し進捗管理を図る						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①ラジオ体操中央大会参加者数（人）	120	120	100	120	250	
	②都民体育大会等荒川区代表選手派遣人数	306	281	244	280	400	都民体育大会の参加人数
③スポーツ大会支援事業数	2	3	3	3	5	わんぱく相撲・鉄人レース・駅伝※4年度鉄人レースは猛暑で中止	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	区民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動を奨励し、地域のスポーツ振興に資する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費に関して、イベント講師料等の役務費が発生したため増加した。補助費等は、事業補助や選手派遣費用等が主である。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	適切な定員を検討したうえで、区内施設への周知を行い、さらに幅広い世代の参加促進を図る。	ハイキング事業において、区報および区施設への周知を行ったが、区営掲示板への掲出の有無によって応募人数に大きな差があった。	区営掲示板への掲出ができない場合に備え、都電の電停等、区内でポスター掲示を依頼するなどして、幅広く周知する。
②	子ども達がスポーツに親しむ機会を確保するため、各団体の活動を支援していく。	わんぱく相撲や鉄人レースをはじめとした各団体への補助金が活用されることにより、団体が無事に事業を実施することができた。	引き続き、参加者の心身の健康増進を目的とした事業を支援し、補助を行っていく。
③			
他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) ①実施22区 ②実施11区、未実施11区 ③実施11区、未実施11区 ④実施22区 ⑤実施5区、未実施17区 ⑥実施22区 ⑦実施22区 ⑧実施12区、未実施10区、⑨実施21区、未実施1区、⑩実施区16区、未実施6区		
議会（要旨）	平成24年三定 スポーツ振興計画の策定について 平成26年一定 スポーツ振興条例の制定について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-17		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	友好都市スポーツ交流事業		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口	
			担当者名	宮澤	内線	3375	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-09	友好都市スポーツ交流事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠法令等	スポーツ基本法第2条第2項及び第7条第1項		
終期設定	☒ 有	☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	友好都市と荒川区のスポーツ団体との交流試合等を行い、スポーツを通じた交流を深めるとともに、荒川区のスポーツ団体の競技力の向上を図る。						
対象者等	区内のスポーツ団体						
内容	友好都市に代表チームを派遣し 区内のスポーツ団体と友好都市のスポーツ団体の交流試合等を行う。 【過去の実績等】 実施種目：少年野球、少年サッカー 交流自治体：つくば市、つくばみらい市、守谷市、福島市、済州市（韓国）等						
経過	平成21年度：文化交流推進課の友好都市交流事業として、つくば市とのサッカー交流と少年野球交流会を実施 平成22年度：社会体育課（スポーツ振興課）が少年野球とサッカーの交流試合を実施（つくば市） 平成27年度：済州市の少年サッカーチームが来日し、荒川区の少年サッカーチームと交流試合を実施 平成28年度：荒川区より少年サッカーチームを済州市へ派遣し、済州市の少年サッカーチームと交流試合を実施 ※平成27・28年度の済州市との交流は、荒川区との友好提携10周年記念事業として実施 令和元年度：11月に少年野球の交流試合を実施（福島市） 令和2年2月に少年サッカーの交流試合を実施（つくば市） 令和2～4年度：新型コロナウイルス感染症の影響により、サッカー・野球ともに中止 令和5年度：11月に少年野球の交流事業（交流試合及び野球教室等）を実施（福島市）						
必要性	友好都市とスポーツを通じた交流を行うとともに、荒川区のスポーツ団体の競技力の向上が期待できることから必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区のスポーツ団体に協力を要請し、各競技団体等の推薦により選出された各団体の選手を友好都市に派遣する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 交流派遣人数（人）	0	28	0	40	40	新型コロナウイルスの影響で、2～4年度はサッカー・野球交流を中止
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	友好都市と交流試合等を行うことにより、競技力の向上及び親睦を深めるなど意義深い事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

供	令和6年度は交流事業のマッチングが整わず、行政費用は減少した。
---	---------------------------------

備考

問題	友好都市との交流を深めるため、スポーツ種目や交流の内容、実施方法等について、さらなる検討・調整を行う必要がある。
----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	スポーツの競技力向上も含めたより良い交流となるように、友好都市と事業内容の検討・調整を行う。	友好都市及び関係者と事業内容の検討・調整を行ったが調整が整わず実現に至らなかった。	交流事業実施にあたり、事業実施の時期、方法及び内容について、友好都市、区内スポーツ団体と協議を継続する。
②			
③			
他区の実況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-18		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	スポーツ活動支援		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口	
			担当者名	和田	内線	3375	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-11	スポーツ活動支援補助					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	青少年スポーツ活動支援補助金交付に関する要綱、国際大会参加補助金交付に関する要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	区内スポーツ団体や個人のスポーツ競技で国際大会・全国大会等へ出場する際の費用について、一部補助することにより、スポーツ活動を奨励し、その促進及び発展に寄与する。						
対象者等	区民（区内在住・在勤・在学）等で一定の要件を満たしたスポーツ競技の個人またはスポーツ団体						
内容	①青少年スポーツ活動支援補助金 地域の代表として全国大会等へ出場する区内スポーツ競技の個人またはスポーツ団体に対し、交通費、宿泊費等の必要経費を助成する（対象：18歳以下）。 助成限度額：団体100万円 個人国内10万円 個人国外30万円 ②国際大会参加補助金 スポーツの国際大会に参加する個人またはスポーツ団体に対し、交通費、宿泊費等の必要経費を助成する。 助成限度額：団体30万円 個人15万円 ※交付額は対象経費の合計額の2分の1						
経過	平成24年8月 青少年スポーツ活動支援補助金制度創設 （助成限度額：1/2補助 団体50万円 個人10万円） 平成27年4月 青少年スポーツ活動支援補助金補助内容の充実 （助成限度額：全額補助 団体100万円 個人国外30万円） 国際大会参加補助金制度創設 （助成限度額：1/2補助 団体30万円 個人15万円） ※平成27～令和3年度まで、「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」として実施						
必要性	遠征費用を支援して経済的な負担を軽減することにより、スポーツ活動の発展に寄与できる。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 国際大会・全国大会等へ出場する際の遠征費用（交通費、宿泊費等）に対して補助金を支出						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 国際・全国大会等出場数（団体）	0	1	3	3	4	令和6年度 全国大会等3件
	② 国際・全国大会等出場数（個人）	14	12	25	25	29	令和6年度 国際大会14件、全国大会等11件
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	区内スポーツ団体や個人のスポーツ競技で国際大会・全国大会等へ参加する選手を支援するための事業であるため、引き続き推進する。					

(単位：千円)

行政費用のうち補助費等については、大会等へ出場する際の遠征費用（交通費、宿泊費等）に対する補助金である。令和6年度は青少年スポーツ活動及び国際大会いずれも補助件数が増加しているため、補助金額も増加した。

問題点・課題

補助対象となる競技者が補助を活用できるようにするために、補助制度の周知について工夫を図る。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ホームページを活用して補助制度の周知を図る。	申請件数が増えていることから、周知の効果が表れている。	限られた財源を広く有効に活用するため、補助金の運用方法を検討する。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区） 未実施区（中野区、板橋区、台東区、墨田区、杉並区、豊島区、練馬区、江戸川区、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、足立区）		
状況 （要旨）	平成23年三定 遠征費用の助成について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-19		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	区民体育大会		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口	
	担当者名	小野塚	内線	3374			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	区民体育大会					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠法令等	スポーツ基本法第22条				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	広く区民の間にスポーツを普及させ、区民の健康増進と体力の向上を図る。また、区民のスポーツ活動の成果を発揮する機会とし、区民相互の交流を深める。						
対象者等	区民（区内在住・在勤・在学）						
内容	荒川区・荒川区教育委員会・荒川区体育協会が主催となって運営にあたる。 1. 区体育協会とともに運営委員会を開催し、競技日程や実施要項等を決定する。 2. 区報等による参加者募集、区内各学校（小・中学校・高校ほか）等への周知を行う。 3. 競技要項・プログラムの作成や入賞メダル・優勝杯・その他大会用品の購入を行い、各団体へ配布する。 4. 区内体育施設（総合スポーツセンター、区営グラウンド等）を競技会場として、区民の参加を促進する。 5. 各競技団体に大会運営を委託し、大会を実施する。 6. あらかわ秋のスポーツイベントにおいて、開会式を実施する。 【競技種目】合計27競技 ＜夏季大会＞水泳＜秋季大会＞陸上・サッカー・卓球・テニス・ソフトテニス・軟式野球・バスケットボール・バドミントン・バレーボール・合気道・空手道・弓道・剣道・柔道・クレー射撃・ライフル射撃・ゲートボール・ホウリング・ビーチボール・釣魚・フットサル・ミニテニス・キンボールスポーツ・グラウンドゴルフ・ダンススポーツ（25競技）＜冬季大会＞スキー						
経過	昭和25年度 第1回大会実施（昭和26年3月） 平成20年度 ミニテニス競技を新設 平成22年度 キンボールスポーツ競技を新設 平成27年度 少林寺拳法を廃止 平成30年度 グラウンドゴルフ競技を新設 令和元年度 居合道競技を廃止、ダンススポーツ競技を新設、スポーツセンター工事により14競技で会場変更 台風19号上陸により弓道競技が中止、降雪不足によりスキー競技が中止 令和2年度 新型コロナウイルスの影響で第70回大会は開催中止、代替競技会を可能な競技のみ実施 令和3年度 第70回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、可能な競技のみ実施 令和4年度 第71回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、空手と水泳競技が中止 令和5年度 第72回大会は、降雪不足によりスキー競技が中止						
必要性	広く区民の間にスポーツを普及し、区民の健康増進と体力向上を図るとともに、区民の日頃のスポーツ活動の成果を発揮し、区民相互の交流を深める機会を提供するため、また、スポーツ基本法第22条に規定される地方公共団体の努力義務を遂行するため、大会の実施は必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 区：経費の支出、競技会運営の総務事務。各競技団体：大会運営（事前準備、大会実施、報告書作成等 計2,659千円）。体育協会：競技団体の連絡調整。その他：タイム計測等（551千円）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 延べ参加選手数（人）	6,143	5,966	6,277	6,300	6,300	2～4年度は新型コロナウイルスの影響で一部競技が中止
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	区民のスポーツ振興を図り、競技意識、競技レベルの向上を目指すため、重要な区内のスポーツ事業であるため、引き続き推進する。					

(単位：千円)

備考	物件費の増は、競技会場の影響により中止していた競技会を開催したことによる業務委託料や会場使用料の増加によるものである。
----	--

考	
問題	・さらに参加者が増えるよう、各競技団体と運営方法・周知方法等を協議する必要がある。 ・参加者が申込みを行いやすいように、申込方法や申込場所等を各競技団体と協議する必要がある。

点・課題										
問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	運営委員会で、運営方法等について協議し、さらに参加者が増えるように検討する。			あらゆる世代が大会に参加しやすいよう、種目により部門を増加した。			年齢構成や種目数など運営委員会でさらなる協議を重ね、誰もが参加しやすくなるよう周知等も積極的に行う。			
②	従来の感染症防止ガイドラインを廃止する。新たな感染症発生に即時に対応できるよう、調査・研究を行う。			大会当日に体調が優れない方は参加を控える等の呼びかけを行った。幸い、感染症報告等は受けていない。			体調不良者の参加者は控えるよう引き続き呼びかけを行い、参加者が安心できる環境を整えていく。			
③										
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
議会(要旨)										

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-20		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	区営運動場管理運営費・営繕費		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課		課長名	野口
			担当者名	小野		内線	3371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	区営運動場管理運営費					
	01-02-02	区営運動場営繕費（大規模分）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	スポーツ基本法第12条 荒川区営運動場の設置・管理に関する条例及び施行規則		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	区営運動場を広く区民の利用に供し、区民の健康の増進と体力の維持向上を図るとともに、スポーツの振興に寄与する。						
対象者等	区民（区内在住、在勤、在学）の利用者 ※一部施設は区民以外も対象						
内容	【各施設の概要】 ①南千住野球場 大人少年兼用野球場2面・軟式（17,415㎡） ②少年運動場 少年野球場7面・軟式、大人少年兼用サッカー場1面、多目的広場1面（47,649㎡）、駐車場（約92台収容） ③西新井橋野球場 大人野球場5面・軟式（35,057㎡）、駐車場（約50台収容） ④東尾久運動場 多目的広場1面、庭球場5面、小広場（29,195㎡）、駐車場（62台収容） ⑤区民運動場 多目的グラウンド1面、小広場（7,339㎡） ⑥荒川遊園運動場 少年野球、サッカー等兼用1面（5,430㎡） 【業務内容】 管理・保守（整地、草刈り、散水、グラウンド清掃等）、利用者受付、駐車場管理、トイレ清掃等						
経過	昭和34年4月 西新井橋野球場開設 昭和45年11月 少年運動場開設 昭和54年3月 区民運動場開設 昭和57年7月 南千住野球場開設 昭和62年4月 荒川遊園運動場開設 平成3年5月 東尾久運動場開設 平成5年10月 荒川遊園運動場改修 平成27年4月 区民運動場改修 平成27年5月 西新井橋野球場改修 平成28年1月 少年運動場多目的広場開設 平成30年3月 東尾久運動場（多目的広場及び駐車場）について、東京都財務局及び下水道局と土地の賃貸借契約を締結（20年間） 平成30年9月 東尾久運動場多目的広場リニューアルオープン 令和2年6月 令和元年台風19号による冠水のため実施した西新井橋野球場、少年運動場の復旧再整備完了 令和3年 新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休場（4月下旬から5月中旬まで）						
必要性	区民が屋外でスポーツを楽しみ、健康増進や体力向上を図るため野球場やサッカー場・庭球場等は必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 運動場の管理業務、補修業務、受付及び貸出業務は、シルバー人材センターや民間業者に委託し実施している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 1日あたりの利用者数	722	750	690	736	750	テニス2人、野球18人、サッカー22人、団体30人で算出。
	② 利用競技種目	9	9	9	9	9	テニス、野球、サッカー、ゲートボール、バスケ等
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進		重点的に推進 身近でスポーツに親しむ場所として、区民の健康増進及びスポーツ振興を図る上で必要な施設を適切に管理運営するとともに、スポーツ環境の向上を図るため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	物件費は、運動場の管理運営に要する委託料（受付業務・補修業務等）、光熱水費である。その他行政費用は、令和6年度にあらかわ遊園運動場防球フェンス改修工事を実施したため、増加している。当工事に伴うあらかわ遊園運動場の休止の影響により、修繕件数が少なかったため、維持補修費は減少した。
----	--

問題点・	・運動場設備の補修による、安全な利用環境の充実、維持を図る必要がある。 ・老朽化した運動場の設備等の修繕工事を適切なタイミングで実施する必要がある。 ・各運動場の有効活用を図る必要がある。 ・平日昼間等の利用が少ない時間帯の利用率の向上を図る必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	計画的な施設の確認及び修繕等を実施し、運動場の安全を確保する。	あらかわ遊園運動場の防球ネットの改修工事を筆頭とした、施設の安全を確保する修繕を実施した。	引き続き、屋外運動場の安全面向上のため、定期的な確認を行い修繕等を実施する。
②	引き続き、関係部署、団体、学校等と調整を行い、運動場の有効活用を図っていく。	各団体が希望の日程で運動場を利用できるよう、団体、関係部署、学校等と適宜調整を図った。	施設を有効に活用していくために、関係所管課、関係団体、学校等と密な連携を行っていく。
③			
他区の実況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会質問状（要旨）	平成30年度9月会議 令和3年度決特 令和4年度決特 令和5年度9月会議 令和6年度決特	東尾久運動場の愛称名募集や人工芝の導入について 少年運動場のトイレ設置について 少年運動場のトイレ設置について 東尾久運動場の日よけ設置・人工芝化について 東尾久運動場のレベルアップについて	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-21		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	荒川総合スポーツセンター管理運営費・営繕費		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口		
			担当者名	早津	内線	3371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	総合スポーツセンター管理運営費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川総合スポーツセンター条例・スポーツ基本法第12条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	法第12条			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	04	スポーツの推進					
目的	スポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与する。							
対象者等	区民（区内在住・在勤・在学）及び区外からの利用者（団体利用者・個人利用者・教室受講者等）							
内容	<指定管理者運営> 1 階：小体育室(747)・トレーニングルーム(339)・温水プール(989)・ホール(971)・管理事務室(105)キッズルーム(160)・スタジオ(85) 中2階：エアライフル場(143) 2 階：大体育室(1,714)・卓球場(433) 3 階：第1武道場(275)・第2武道場(274) 4 階：弓道場(85)・洋室会議室(164)・和室会議室(60)・第1・2クラブ室(各30) ※（ ）は面積㎡ □休館日 年始、毎月第2水曜日、設備点検のための臨時休館日 □開館時間 午前8時～午後10時30分 <教室・講習会>令和7年度 ①通年制教室 ②定期制教室 ③1回制教室 ④キッズルーム教室 ⑤自主事業教室							
経過	昭和60年度：区職員を配置し、管理運営は委託 平成19年度：指定管理者制度を導入（TM共同事業体）（平成30年度まで）（平成24年度、平成31年度に公募実施） 平成31年度：大規模改修工事（令和2年3月末竣工）※平成31年度は休館 指定管理者公募（令和2年度～令和6年度 TM共同事業体） 令和2年度：リニューアルオープン・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設休館（4～5月） 令和3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設休館（4下旬～5月） 令和7年度：荒川スポーツマネジメント共同事業体の指定管理期間開始							
必要性	区民が健康・体力づくりやスポーツに取り組むため、体育室やプール、武道場等を備えた屋内総合スポーツ施設が必要である。							
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 令和7～11年度指定管理者：荒川スポーツマネジメント共同事業体							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	一日あたりの利用者数（人）	1,580	1,590	1,740	1,970	2,160	年間利用者数／稼働日
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進		競技大会開催など区内のスポーツ活動の中核となる施設であり、区民の健康維持・体力向上等にも活用される屋内スポーツ施設を管理運営するため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

度	差額
---	----

問題点・課題	・指定管理者の切り替えによる利用者への影響がないよう、指定管理者と情報共有を行いながら、連携を図っていく必要がある。 ・指定管理者と設備の維持管理や運用方法について協議し、計画的に修繕等を行うことで設備の長寿命化を図る必要がある。 ・さらなるスポーツ振興を図るため、教室事業やイベント企画を通して運動機会を創出し、新規利用者を増やしていく必要がある。
--------	---

	令和6年度に取組む	令和6年度に実施した	令和7年度以降に取組む
--	-----------	------------	-------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	誰でもできるスポーツイベントのeスポーツやニュースポーツなども取り入れ利用者の増加につながる取組を実施していく。	幅広い世代に向けて、さまざまなスポーツを取り入れたイベントを多数行うなど、利用者の増加につながる取組を実施した。	誰でもできるスポーツイベントの開催や気軽に立ち寄れる施設としての取組を実施していく。
②	スポーツの裾野や関心を広げていくためパラスポーツの体験会等、幅広い利用者の獲得に努める。	スポーツと俳句のコラボイベントや体験できるパラスポーツのイベントを多数行うなど、幅広い分野で利用者の獲得に努めた。	新たな指定管理者と密に連携し、リニューアル5周年イベントをはじめとする多様なイベントを実施し、利用者の獲得に務める。
③	利用者のニーズに合わせた教室運営やアンケートでの意見による施設の工夫等を取り入れ運営していく。	利用者の意見・要望をもとに、新たに教室（水泳・トレーニングジム）を開設した。	引き続き、利用者の声に丁寧に耳を傾けニーズに合わせた運営を行っていく。
他 施 区 の 実 況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議 会 （ 要 旨 ）	平成28年度決特 平成29年度予特 令和元年度9月会議 令和2年度決特	スポーツセンター 指定管理の決算について 大規模改修時の代替施設について 利用料金改定について 混雑時の利用者対応について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-22		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	荒川遊園スポーツハウス管理運営費・営繕費		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課		課長名	野口
			担当者名	瀬戸		内線	3372
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	—						
	01-03-01		スポーツハウス管理運営費				
	01-03-02		スポーツハウス営繕費（大規模分）				
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	荒川遊園スポーツハウス条例・スポーツ基本法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	第12条		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	04	スポーツの推進				
目的	荒川遊園スポーツハウスを広く区民の利用に供し、区民の健康の増進と体力の維持向上を図るとともに、スポーツの振興に寄与する。						
対象者等	区民（区内在住・在勤・在学）及び区外からの利用者（団体利用者・個人利用者・教室受講者等）						
内容	<委託事業者運営> 地下1階：アリーナ(516)・トレーニングルーム(248) 1階：エントランスホール(223)・会議室(92) 2階：温水プール(977) 3階：ギャラリー(151) ※（ ）は面積㎡ ☐ 休館日 年末年始、設備等点検、施設改修のための臨時休館日 ☐ 開館時間 午前9時～午後9時30分 <教室> 令和6年度 ①通年制教室 ②1回制教室						
経過	・平成5年度：管理運営を財団法人荒川区地域振興公社に委託（7月26日供用開始） ・平成12年度：スポーツハウスに係る業務を教育委員会に管理委任（スポーツ施設の一元化） ・平成23年度：スポーツハウス管理運営業務の所管を教育委員会に移管 ・平成25年度：7月～2月、温水プール天井改修工事によりプールの利用を休止 ・平成26年度：スポーツハウス管理運営業務の所管を区長部局（スポーツ振興課）に移管 ・平成29年度：空調改修に伴い、一部施設の利用を休止（会議室 4～5月、アリーナ 7～8月） ・令和元年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部施設の利用を休止（アリーナ、トレーニングルーム3月） ・令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設休館（4月～5月） ・令和3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設休館（4月下旬～5月） ・令和6年度：大規模改修工事に伴い、施設休館（3月31日～）						
必要性	区民が健康・体力づくりやスポーツに取り組むため、プールや体育室等を備えた屋内総合スポーツ施設が必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 管理運営等業務委託						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 一日あたりの利用者数（人）	382	400	422	—	—	※利用人数／稼働日
	② 出張スポーツ教室の受講者数（人）	—	—	—	4,400	4,490	※通年制教室と一回制教室の合計値
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進		重点的に推進					区民の健康維持・体力向上等により多く活用される屋内スポーツ施設を目指し、リニューアル工事を進めていくため、重点的に推進する。

(単位：千円)い「荒川遊園」

問題点	・近隣の公共施設を利用した出張スポーツ教室の実施について、利用者に周知し、運動機会の確保に努める必要がある。 ・リニューアルオープンに向けて、民間事業者等のノウハウ等を活かした運営方法の見直しを進める必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	改修関係者と連携し、実施設計を着実に進めるとともに、工事に伴う休館について、区報やHP、Xなどで周知を行う。	改修関係者と連携し、実施設計を着実に進めるとともに、工事に伴う休館について、区報やHP、チラシ配布、Xを活用し周知を行った。	改修関係者と連携し、改修工事を進める。また、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活かした運営の準備を進める。
②	区報やHP等を活用し、イベントの実施や受講率の低い教室の周知を行い、参加者の増を図る。	区報やHP等を活用し、一回制教室やイベントの実施、受講率の低い教室の周知を行い、参加者の増加を図った。	出張スポーツ教室を、より多くの方に受講してもらえるよう、委託事業者と連携しながら教室運営を進める。
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会（要旨）質問状況	令和4年度決特 北側歩道の傾斜について 令和4年度11月会議 改修の方向性、区の取り組み姿勢について 令和5年度9月会議 休館中の対応について 令和5年度予特 屋内遊び場について 令和6年度決特 物価高騰への対応、休館中のスポーツ教室の実施について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	05-03-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	パラスポーツ推進事業		部課名	地域文化スポーツ部スポーツ振興課	課長名	野口		
			担当者名	岡田	内線	3374		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-10	パラスポーツ推進事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠法令等	スポーツ基本法第2条			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	04	スポーツの推進					
目的	パラスポーツ（障がい者スポーツ）振興を図ることにより、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進し、障がい者に対する理解を深め、スポーツを支える地域づくりに取り組む。							
対象者等	区民一般							
内容	①パラスポーツフェスティバル：パラスポーツの体験・紹介や展示等を行うイベント ②パラスポーツ教室：あらかわ秋のスポーツイベントと同日に実施する体験会 ③パラスポーツサポーター制度：講習会の実施、区主催事業への運営協力 ④フットサル交流大会あらかわ杯：知的障がい児（者）が練習成果を発揮するための大会 ⑤4区合同初級パラスポーツ指導員養成講習会：文京区・台東区・北区と合同で実施する初級パラスポーツ指導員資格取得のための講習会							
経過	H27：新規事業として、障がい者スポーツフェスティバル、障がい者スポーツ教室を実施。 H28：既存事業に加え、障がい者スポーツサポーター養成・登録制度、知的障がい者スポーツ大会（フットサル交流大会あらかわ杯）を実施。 H29：初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を文京区・台東区・北区と4区合同で実施。 R01：プレイヤー事業として、2019あらかわ陸上教室、ボッチャ教室、ボッチャ小学生大会を実施。 R03：障がい者スポーツフェスティバル、障がい者スポーツ教室をパラスポーツフェスティバル、パラスポーツ教室に名称変更。 R04：初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を幹事区として令和5年3月に実施。 R05：障がい者スポーツサポーター養成講習会、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会をパラスポーツサポーター養成講習会、パラスポーツ指導員養成講習会に名称変更。							
必要性	障がいの有無にかかわらず誰もが取り組みやすいパラスポーツの推進を通じて障がい者への理解を深め、社会参加を促進するため必要性が高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区スポーツ推進委員会をはじめ、様々な団体・組織・事業者の協力を得て実施していく。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	パラスポーツ事業参加者数（人）	755	735	868	960	3,100	3年度は新型コロナによる開催中止のため参加者数減
	②	初級パラスポーツ指導員資格の取得人数（人）	36	40	44	59	120	区主催の講習会にて資格を取得した延べ人数（3年度は中止）
③	パラスポーツサポーター登録者（人）	112	125	142	167	220	区主催の講習会を修了して登録された方の延べ人数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるパラスポーツの普及・促進を図るとともに、パラスポーツを支える体制を充実させる。障がい者の参加及び障がい者への理解を深めるために、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	本事業費は、令和4年度からの新設事業費である。令和3年度までは「05-03-24 オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」に計上している。行政収入の都支出金は、区市町村スポーツ実施促進事業費補助金である。
問題点・課題	・障がいのある方のイベント参加を促すため、福祉施設や福祉作業所、特別支援学級校長会等への周知や、パラスポーツサポーター・指導員制度を積極的に活用し、イベントに参加してくださる障がいのある方の不安を拭えるようなサポート体制を整える必要がある。

問題点・課題の改善策									
令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き障がいのある方の参加を 促す周知内容・方法や、当日の運営 体制について改善を図る。		福祉施設や福祉作業所等へチラシ の配布を行ったことで、一定数の障 がい当事者の参加があった。			引き続き周知先等を検討し、当 日はパラスポーツサポーターと指 導員を配置し運営体制を整える。			
②									
③									
他区の実 施状況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区)		
議会 （要旨） 質問状	令和3年11月会議 スポーツ施設のリニューアル・活用とパラスポーツの取組について 令和3年11月会議 パラスポーツの支援について 令和2年予算特別委員会 障がい者スポーツフェスティバルの名称変更について 令和2年予算特別委員会 シットティングバレーボール練習会場となる荒川区における更なる気運醸成について								